

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（Wi-eクリースタンス）

- 第4条** 本業務は、Wi-eクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 Wi-eクリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 Wi-eクリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（W e b会議）

- 第5条** 本業務は、W e b会議の対象業務であり、対面による打合せをW e b会議とすることができます。
- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(墜落防止チェックシート)

第1編 共通編 第1省 総則 第1130条 安全等の確保

1 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、作業日毎に「墜落防止チェックシート」（様式第2号）により点検を行い、その記録を保管しておかなければならない。

墜落防止チェックシート

点検実施日時	令和 年 月 日() 時 分	天候	点検者
チェック項目	点検項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー)	結果	「×」の場合にとった措置
作業開始時 (毎回)	作業実施が危険な天候でないか。 作業従事者の服装、安全装備(安全帯等)は適切か。		
足場の設置 (高さ2m以上の足場を設置する場合)	<p>①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1</p> <p>②作業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交ざ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の桟若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の桟</p> <p>③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 -安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、又は防網を張っているか。 -上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 -臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。</p> <p>④作業床(足場)の設置が困難な場合 防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。</p>		
足場組立・解体作業時	<p>足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。※注2</p> <p>技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3</p> <p>足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3</p> <p>足場の設置は手すり先行工法による施工か。</p> <p>足場材の繋結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。※注4 -幅40cm以上の作業床を設けているか。 -安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。</p>		
足場上での作業時 (毎回)	<p>通路面は、つまづき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。</p> <p>作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。</p> <p>安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。</p>		
昇降設備の設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。		

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、このチェックシートを作業日毎に作成し、保管すること。

監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事項)。

※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。

※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は、H29.6.30までの間は特別教育を要しない。

※注3 つり足場、張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。

※注4 つり足場、張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。

【平谷2号橋】橋梁補修設計に関する仕様書

対象橋梁

下記橋梁について修繕設計を行うこととする。

橋梁名	路線名	橋梁諸元	橋梁形式	供用開始年
平谷2号橋	一般国道193号	橋長:88.8m 全幅員:7.8m	上部工:H型鋼 H形鋼(合成)鋼溶接橋 下部工:半重力式橋台T型橋脚柱円型(RC)	昭和44年(1969)

以下、各業務共通事項

設計業務内容

1. 設計協議

- ・業務着手時、中間打ち合わせ2回、成果納入時に発注者と協議を行う。

2. 関係機関協議・資料作成

- ・調査及び工事を実施するに当たり、必要な制約条件等を確認するための協議を行う。また、提出資料や記録簿を作成する。(所轄警察署・河川管理者等)

3. 設計計画

- ・関係資料を収集・整理し業務計画書の作成を行う。

4. 損傷箇所確認調査

・現地踏査

修繕設計に先立ち各部の形状や損傷状況を確認するとともに、必要となる調査を実施する。

・外観変状調査

近接目視で確認し、必要に応じ板厚測定・打音調査を行い全体の損傷状況を把握する。

・形状寸法測定

修繕設計に必要となる部材の形状寸法や損傷の寸法・範囲を測定する。

・一般図作成

形状寸法調査により橋梁一般図を作成する。

・損傷図作成

現地調査結果をもとに、損傷図の作成を行う。

・報告書作成

業務の報告書を作成する。

5. 橋梁修繕設計

(5-1) 高欄・防護柵取替設計

高欄・防護柵取替の設計を行う。

・設計図作成

工事発注に必要な設計図を作成する。

・数量計算

数量算出要領に従い、各工種毎に数量計算を行う。

(5-2) 伸縮装置補修設計

伸縮装置補修の設計を行う。

・設計図作成

工事発注に必要な設計図を作成する。

・数量計算

数量算出要領に従い、各工種毎に数量計算を行う。

(5-3) 橋面防水工設計

橋面防水工の設計を行う。

・対策工法の検討

構造性、施工性、経済性、維持管理等から適切な工法を選定する。

・設計図作成

工事発注に必要な設計図を作成する。

・数量計算

数量算出要領に従い、各工種毎に数量計算を行う。

(5-4) 施工計画

各設計内容の施工計画を検討し、工程計画、施工要領図を作成する。

(5-5) 概算工事費算定

修繕数量、施工計画をもとに概算工事費の算定を行う。

(5-6) 照査・報告書作成

業務の照査・報告書を作成する。

【柳瀬小橋】橋梁補修設計に関する仕様書

対象橋梁

下記橋梁について修繕設計を行うこととする。

橋梁名	路線名	橋梁諸元	橋梁形式	供用開始年
柳瀬小橋	一般国道195号	橋長:7.0m 全幅員:11.6m	上部工:RC橋 RC床版橋(その他) 下部工:重力式橋台	昭和32年(1957)

以下、各業務共通事項

設計業務内容

1. 設計協議

- ・業務着手時、中間打ち合わせ2回、成果納入時に発注者と協議を行う。

2. 関係機関協議・資料作成

- ・調査及び工事を実施するに当たり、必要な制約条件等を確認するための協議を行う。また、提出資料や記録簿を作成する。(所轄警察署・河川管理者等)

3. 設計計画

- ・関係資料を収集・整理し業務計画書の作成を行う。

4. 損傷箇所確認調査

・現地踏査

修繕設計に先立ち各部の形状や損傷状況を確認するとともに、必要となる調査を実施する。

・外観変状調査

近接目視で確認し、必要に応じ板厚測定・打音調査を行い全体の損傷状況を把握する。

・形状寸法測定

修繕設計に必要となる部材の形状寸法や損傷の寸法・範囲を測定する。

・一般図作成

形状寸法調査により橋梁一般図を作成する。

・損傷図作成

現地調査結果をもとに、損傷図の作成を行う。

・報告書作成

業務の報告書を作成する。

5. 橋梁修繕設計

(5-1) 上部工補修設計

・対策工法の検討

上部工の劣化、損傷に対する修繕の設計を行う。

・設計図作成

損傷の要因除去も含めた修繕対策工法を検討する。

・数量計算

工事発注に必要な設計図を作成する。

数量算出要領に従い、各工種毎に数量計算を行う。

(5-2) 下部工補修設計

・設計図作成

下部工の劣化、損傷に対する修繕の設計を行う。

・数量計算

工事発注に必要な設計図を作成する。

数量算出要領に従い、各工種毎に数量計算を行う。

(5-3) 施工計画

各設計内容の施工計画を検討し、工程計画、施工要領図を作成する。

(5-4) 概算工事費算定

修繕数量、施工計画をもとに概算工事費の算定を行う。

(5-5) 照査・報告書作成

業務の照査・報告書を作成する。